岐阜大学内部質保証基本方針

|  |
| --- |
| (令和6年11月5日岐阜大学内部質保証委員会決定) |

１．趣旨及び目的

　　大学は，その教育研究水準の向上に資するため，教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い，その結果を公表することが，学校教育法第109条第1項で定められている。また，同項及び第3項において,文部科学大臣の認証を受けた機関（以下「認証評価機関」という。）による認証評価を受けることが義務づけられており，認証評価機関が定める大学機関別認証評価実施大綱，大学評価基準及び自己評価実施要項（以下「大学評価基準等」という。）においても，教育研究等の質を担保する内部質保証システムが機能していることが強く求められている。

本方針は，岐阜大学（以下「本学」という。）がその使命や目的に則った活動において，常に高い質を保つため，教育研究等の状況について自己点検・評価を実施し，自ら行う質の改善・向上に向けた組織的な活動（以下「内部質保証」という。）を有効に機能させるために必要なことを定めるものとする。

２．基本的な考え方

（1）本学における内部質保証は，別表に定める領域（以下「領域」という。）について，大学評価基準等に基づき自己点検・評価を行い，その結果等を踏まえて質の向上に向けた改善活動を推進し，教育研究等の質を保証する。

（2）岐阜大学内部質保証委員会（以下「委員会」という。）は，本学における内部質保証の中核となる組織として，全学的な観点から内部質保証を推進する。

（3）岐阜大学評価室は，委員会の指示を受け，各領域の自己点検・評価のとりまとめ等，必要な支援を行う。

（4）各領域における内部質保証は，別表に定める内部質保証の責任を有する副学長（以下「責任副学長」という。）のもとで，実施・責任組織において行う。

（5）自己点検・評価の結果等は，原則公表する。

（6）内部質保証の実施に関して必要な事項は別に定める。

３．責任者等

（1）学長は，本学の内部質保証に関する業務を総括し，その最終責任を負う。

（2）評価を担当する副学長は，学長の指示に基づき，本学の内部質保証に係る自己点検・評価に関し必要な業務を行い，その責を負う。

（3）領域の責任副学長は，実施・責任組織に担当領域の自己点検・評価の企画，立案及び実施並びにその結果に基づく改善・向上活動に関し必要な業務を指示し，担当領域の内部質保証に関してその責を負う。

別表　岐阜大学における内部質保証の実施体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 領域 | 内部質保証の責任を有する副学長 | 実施・責任組織 |
| 教育活動・教育課程 | 副学長（教育・学生支援担当） | 教育推進・学生支援機構 |
| 学生支援 |
| 学生受入 |
| 施設及び設備 | 副学長（情報基盤担当） | 情報連携推進本部 |
| 副学長（施設担当） | 施設マネジメント推進室 |
| 副学長（図書館担当） | 図書館 |